

春日市スポーツ施設指定管理者募集要項

本要項は、春日市が設置するスポーツ施設の指定管理期間が令和7年3月31日で満了することに伴い、施設の効果的かつ効率的な管理を継続するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び春日市スポーツセンター条例（平成20年春日市条例第24号。以下、「条例」という。）第12条の規定に基づき、新たな指定管理者の候補者を選考するに当たり必要な事項を定めています。

1 総合スポーツセンターについて

春日市は、市民の健康の保持増進、健康寿命の延伸、スポーツを通じた感動、スポーツを通じた絆づくりができるまちの実現を目指して、「スポーツによる健康・感動・絆づくり」を基本理念として掲げてスポーツによる施策を推進しています。

この基本理念のもと、現在はスポーツの持つ“人と人をつなぐ力”の可能性を最大限に活かし、誰もが、いつまでも、運動・スポーツ活動に親しみ、まちの活性化につながるスポーツを市民、関係団体、企業、学校、行政などが連携・協働しながら推進しています。

その中で、総合スポーツセンターは春日市のスポーツの総括的拠点として、「誰もが楽しめるスポーツ拠点」「生きがい・健康づくりのスポーツ拠点」「にぎわいと交流のスポーツ拠点」を運営コンセプトとしており、指定管理者には、このコンセプトに沿って施設の管理運営を行っていただきます。

(1) 「誰もが楽しめるスポーツ拠点」

大人から子どもまで、高齢者や障がい者も、一人でも仲間（グループ）でも、スポーツを「する人」も「観る人」も「支える人」も、競技を志向する人も、健康づくりやスポーツ・レクリエーションを志向する人、そして、新しくスポーツを始めたい人も、誰もが主役となるスポーツ拠点を意味します。

(2) 「生きがい・健康づくりのスポーツ拠点」

スポーツ・運動に親しむ市民のすそ野を広げるために、競技スポーツを振興するとともに、多様な市民が、自分らしく楽しみながら日常的に身体を動かすことで、健康増進・体力向上に繋がるような「スポーツ・レクリエーション」にも適応したスポーツ拠点を意味します。

(3) 「にぎわいと交流のスポーツ拠点」

スポーツを「する」「観る」「支える」多くの市民がいつも集い、スポーツを通じた交流が自然に生まれるような、本市のスポーツの中核拠点施設とすることを意味します。

2 施設の現状と課題

平成28年4月に供用を開始した総合スポーツセンターは、次期指定管理期間中に開業10年を迎えます。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう休館や、サブアリーナ等の一部施設をワクチン集団接種会場として長期間使用するなど、施設利用者数は一時

的に減少しましたが、令和4年度以降は増加に転じており、現在はコロナ禍以前よりも多くの皆様にご利用いただいております。

施設の収支については、開業から令和3年度までは継続して当初公募時点の見込みを超える利益が生じていましたが、人件費の上昇や急激なエネルギー価格高騰の影響等により、令和4年度は収支が赤字となりました。

また施設、設備の維持管理・メンテナンス面では、平成28年に完成した体育館及び屋外競技場が築8年を超え、修繕や部品交換等が徐々に増加しています。修繕費が増加傾向にあるだけでなく、屋外競技場の水はけが悪化し利用再開までに時間を要するなど、運用面への影響も生じてきています。特に体育館メインアリーナ及びサブアリーナのフロアについては、令和3年度以降にそれぞれ大規模修繕を実施したものの、床板等が良好な状態を維持できているとは言い難く、一部競技の使用制限を実施しています。

今後は、これまでのように修繕を都度実施するだけでなく、常に施設を安全な状態で利用できるようにするための予防保全としてのメンテナンスなどの中長期的な視点をもった施設管理の実施が必要となってきた状況です。

以上により、総合スポーツセンターは「利用者の定着、利用者層の拡充による施設利用の促進と市民サービスの向上」、「バランスのとれた収入・支出による安定した施設運営」及び「最小限のコストで安全な状態を維持するための施設メンテナンス等の実施」の3点が、施設の管理運営上の課題であると考えています。具体的には、以下のとおりです。

(1) 利用者の定着、利用者層の拡充による施設利用の促進と市民サービスの向上

- ・市民のスポーツへの愛着を深めるイベント等の実施
- ・市スポーツ協会などのスポーツ関係団体、教育機関や民間事業者、自治会その他地域の様々な団体との連携強化
- ・ふれあい文化センター、クローバープラザ、春日公園など他の市立・県立の公共施設の指定管理者と連携した情報発信やイベントの実施
- ・地域連携や地域貢献のためのアウトリーチ型の取り組みの強化
- ・屋外競技場における平日昼間など占用利用が少ない時間帯の日常的な無料開放等の、地域に一層親しまれる施設となるための取組の実施
- ・SNS等を積極的に活用した情報発信

(2) バランスのとれた収入・支出による安定した施設運営

- ・施設利用者の増加による収入増
- ・市民ニーズを捉えた指定事業や自主事業の実施による収入増
- ・効率的な施設運営を通じた管理経費の削減
- ・人件費や物価の上昇傾向をふまえた適切な収支計画の策定
- ・指定管理業務、自主事業または両方で生じた利益について、その一部をサービス向上や施設運営への還元、指定管理料の減額等につなげることにより、最小の経費で最大の効果をもたらす仕組みの検討

- (3) 最小限のコストで安全な状態を維持するための施設メンテナンス等の実施
- ・専門的知見に基づくマニュアル整備等を通じた適切な日常点検の実施
 - ・専門業者等と連携した迅速、的確な施設修繕体制の構築
 - ・体育館のアリーナ床について、様々な競技に対応可能かつ耐久性の高い床板への変更を市が実施する際の、適切な床材や変更後の運用方法についての専門的な知見に基づく助言や提案
 - ・水はけの改良などを含め、メンテナンス性向上やさらなる有効活用に資する屋外競技場整備の実施や市への助言
 - ・予防保全による修繕コストの縮減
 - ・施設長寿命化のための中長期的な施設修繕計画の策定と計画的な修繕の実施

3 施設の概要

(1) 春日市総合スポーツセンター

- ① 所在地 春日市大谷6丁目28番地
- ② 施設概要

ア 体育館

- (ア) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階／地上3階
- (イ) 建築面積 8,468.29 m²
- (ウ) 延床面積 20,660.95 m²
- (エ) 設置年月 平成28年2月
- (オ) 施設構成

階	主な施設	面積	概要、附属設備等
地下1階	地下駐車場	5,174 m ²	187台駐車可能、車椅子使用者駐車場6台
1階	メインアリーナ	1,988 m ²	バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン10面、卓球12面、剣道6面、柔道6面、2階観覧席1,033席（車椅子席20席）、ランニングコース（1周約200m）、放送室を併設
	サブアリーナ	1,412 m ²	バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球8面、剣道4面、柔道4面、2階観覧席207席（車椅子席6席）
	トレーニング室	272 m ²	
	フィットネスルーム	200 m ²	2室、更衣室（男女）を併設
	会議室	240 m ²	3室（一体利用可能）

	控え室等	127 m ²	6 室
	更衣室	161 m ²	ロッカー（男女各 170）、コイン式ユニットシャワー（男女各 5 基）
	エントランスホール		受付事務室、託児室、医務室、更衣室（男女）を併設。下足コーナー（約 500 人用）
2 階	卓球場	490 m ² 306 m ²	2 室（12 台、8 台）、いずれも 2 分割利用可能、更衣室（男女）を併設
	会議室	19 m ²	1 室 ※関係団体が常時使用
	事務室	167 m ²	5 室 ※関係団体が常時使用
3 階	柔道場	459 m ²	2 面、更衣室（男）を併設。2 分割利用可能
	剣道場	455 m ²	2 面、更衣室（女）を併設。2 分割利用可能
	弓道場	760 m ²	5 人立ち、更衣室（男女）を併設

※ バasketボールについては、アリーナ床への影響を考慮し、メインアリーナ及びサブアリーナにおいて一部利用制限を実施中。

イ テニスコート

- (ア) 面積 4,370 m²
- (イ) 規模 オムニコート 6 面（うちフットサルコート兼用 1 面）
- (ウ) 設置年月 平成 28 年 5 月
- (エ) 附属設備 防球ネットフェンス 5m
照明灯 14 基

ウ 屋外競技場

- (ア) 面積 11,133 m²
- (イ) 規模 サッカー 1 面、ソフトボール 1 面
- (ウ) 設置年月 平成 28 年 5 月
- (エ) 附属設備 防球ネットフェンス 14.7m
照明灯 10 基

エ 温水プール

- (ア) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下 1 階／地上 2 階
- (イ) 建築面積 1,937.10 m²
- (ウ) 延床面積 3,442.63 m²
- (エ) 設置年月 平成 12 年 6 月（大規模改修：令和 3 年 5 月）
- (オ) 施設内容 25m×7 コース（400.8 m²） 水深 1.1m～1.2m
幼児用（44.47 m²） 水深 0.55m
サブプール（73.14 m²） 水深 0.75m

スライダー着水 (30.04 m²) 水深0.75m
スライダー (高さ4m : 2レーン)
ジャグジー (1箇所 : 水温40℃前後)
採暖室 (1箇所 : 最高温度50℃)
地下駐車場 59台

オ その他の施設

- (ア) 相撲場
- (イ) 遊歩道 幅3.6m、全長650m
- (ウ) 屋外倉庫 2棟
- (エ) 休憩広場
- (オ) 屋外便所
- (カ) 屋外駐車場 北東部28台 (第5駐車場)、南西部37台 (第6駐車場)
- (キ) 駐輪場 180台 (3ヶ所)

(2) 春日市西野球場

① 所在地 春日市白水ヶ丘2丁目104番地

② 施設概要

- (ア) 面積 9,329.58 m²
- (イ) 設置年月 平成5年改築
- (ウ) 附属設備 観客席約300席
照明灯6基
放送室
ベンチ (1・3塁側)
更衣室
シャワー
便所 (男女)

4 管理の基準及び業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりに分類され、種類に応じて費用負担の考え方や収入の帰属の考え方等が異なります。事業計画書等の応募書類は、(1)から(3)までの考え方を十分に理解のうえ作成してください。

なお、指定管理者は、申請の受付、使用の許可及び利用料金の徴収を除いた業務のうち、一部を委託することはできますが、全部を他の事業者へ委託することはできません。

(1) 指定管理業務

内容については、別紙1「管理の基準及び業務の範囲」を参照してください。

この業務は、施設使用者から指定管理者が徴収する施設利用料金及び指定管理料を事業費に充て実施してください。

(2) 自主事業に関する業務

内容については、別紙1「管理の基準及び業務の範囲」を参照してください。

この業務は、指定管理者としてではなく、応募事業者自身の責任において実施するものであり、その経費及び収入は応募事業者に帰属します。

(3) 指定管理対象外施設の窓口業務（業務委託）

次の施設の使用申請の受付及び使用料の徴収を、総合スポーツセンター体育館の窓口で行うこととし、市と指定管理者とで別途協議の上、年度ごとに窓口業務に係る委託契約を締結する予定です。仕様等については、別途提示することとします。（資料6参照）

なお、応募書類の提出時に、本業務の参考見積書も併せて提出してください。

① 若葉台中央公園テニスコート

② 白水大池公園多目的広場

③ 位瀬公園多目的広場

④ 大土居公園多目的広場

⑤ 春日西多目的広場公園多目的広場

⑥ 市立小中学校学校開放施設

※ ①～⑥は春日市の管理する施設であり、窓口業務以外に指定管理者の業務はありません。

※ 上記施設の使用料は市の収入となります。

※ ①～⑥の年間利用件数は計6,000件で程度です。参考見積書はこの件数をもとに作成してください。

5 指定期間（市議会の議決事項）

(1) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(2) 留意事項

① 「2 施設の概要」に示す施設のうち、春日市西野球場は指定期間中（最も早い場合は令和7年度中）に北側に隣接する春日西多目的広場公園との一体的な整備工事開始を予定しています。

整備工事の開始により、春日市西野球場は廃止となり春日西多目的広場公園多目的広場と一体化した地区公園となる予定であるため、指定管理者制度の対象施設から除外されます。

② 春日市は現在、春日新50年プランA（市民活動拠点の整備）の事業として、春日市中央部（総合スポーツセンター、ふれあい文化センターの北側隣接地。）に市内の健康福祉施設（入浴施設を備えた高齢者の総合的な集いの場である「老人福祉センターナギの木苑」、健康づくりと介護予防のための運動トレーニングを実施する「いきいきルーム」等）などを移転集約した、市中央部市民活動交流拠点複合施設の整備や総合スポーツセンター周辺の施設改修を計画しています。（※1）

この整備事業は令和8年度に着工し3年程度の工事期間を想定していますが、工事期間中、一時的に施設の利用制限が必要となる可能性があります(※2)ので、工事期間中の指定管理料については、影響等を考慮して市と指定管理者で協議することとします。

※1 市中央部市民活動拠点の整備の内容については、市のホームページ(ページ番号:1011829)で確認してください。

※2 詳細は未確定ですが、現時点では、令和8年度~令和9年度において、体育館・温水プールの地下駐車場が1か月程度使用できなくなることや、既存排水等のインフラが使用できなくなること、最大1か月程度の休館となる可能性があります。

- ③ 実施時期は未定ですが、指定期間中、市の負担による総合スポーツセンターテニスコート及び屋外競技場の照明灯のLED化を検討しています。
- ④ 管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間内に指定を取り消す場合があります。
- ⑤ 指定期間満了時点で市が業務の実績等を評価し、適切に管理を行うことができると認められるときは、公募によることなく、引き続き指定管理者の候補者になることができる場合があります。

6 指定管理業務に要する経費等

(1) 指定管理料

- ① 市は、各年度、指定管理者に対し、指定管理業務に要する経費の一部を指定管理料として支払います。指定管理料の額は、指定管理者の収支計画書に基づき、市と指定管理者とで協議し、市の予算の範囲内で毎年度の年度協定において決定します。
- ② 指定期間全体の指定管理料の上限額は、774,715千円(消費税及び地方消費税含む)です。年度ごとの収支計画書の作成に当たっては、各年度の合計額が上限額の範囲内となるようにしてください。
- ③ 指定期間の途中で春日市西野球場が廃止となる可能性があります。指定廃止後は、西野球場分の指定管理料を減額する方針であるため、年度ごとの収支計画書は、春日市西野球場に係る収入、支出の内訳が分かるように作成してください。
- ④ 消費税率が変更となった場合その他②で定めた指定管理料の上限額を変更する必要があると認められる特段の事情がある場合は、市と指定管理者で協議のうえ、春日市議会での議決を受けて指定管理料の上限額を変更します。

(2) 利用料金

- ① 本施設は利用料金制を適用し、利用料金は指定管理者の収入とします。
- ② 利用料金は、条例に定める金額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて決めてください。
- ③ 現在の利用料金は、春日市総合スポーツセンターホームページ(※)のとおりです。なお、メインアリーナ及びサブアリーナの夏季空調使用料、トレーニング室の65歳以上高

年齢者の利用料金、屋内ランニングコース及び温水プールの中学生利用料金については、条例別表の使用料と異なる利用料金（割引）を設定している点に留意してください。

※ホームページアドレス：<https://information.konamisportsclub.jp/trust/kasuga/>

(3) 各年度の指定管理料の精算

- ① 指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入の増加や経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された各年度の余剰金については、原則として精算による返還を求めません。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。
- ② 修繕費及び備品費の基準額の合計額は各年度 500 万円（内訳は修繕費 450 万円、備品費 50 万円。）とし、予算に過不足が生じた場合は、年度末に精算を行います。（各年度の修繕費及び備品費の予算は年度ごとに協議で定めるが、収支計画書には基準額の合計額の 500 万円を記載すること。）

修繕については、1 件当たり 130 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものは指定管理者が行い、130 万円以上のものは市で行うこととします。備品の購入又は調達は、1 件当たり 50 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものに限るものとする。

また、各年度の予算を超えて修繕又は備品購入を行う必要があると市が判断した場合は、市が行うことがあります。

(4) 経理について

指定管理業務及び指定事業に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、指定管理業務に係る経費及び収入を適切に管理できるようにしてください。

※ 指定管理業務に係る経理については、可能な限り施設ごとに区分すること。

7 募集等スケジュール

募集・選定・指定のスケジュールは、次のとおり予定しています。

(1) 募集要項の配布	令和6年4月19日（金）～5月31日（金）
(2) 第1回質問受付	令和6年4月22日（月）～5月7日（火）
(3) 第1回質問回答	令和6年5月14日（火）まで
(4) 説明会及び施設見学会	令和6年5月20日（月）
(5) 第2回質問受付	令和6年5月21日（火）～5月27日（月）
(6) 第2回質問回答	令和6年5月31日（金）まで
(7) 応募書類の提出	令和6年6月21日（金）～6月28日（金）
(8) 書類審査	令和6年7月中旬
(9) 面接審査	令和6年7月25日（木）、26日（金）※予定
(10) 選定結果の通知	令和6年8月上旬～8月中旬

8 説明会及び施設見学会

募集要項に関する説明会及び現場の状況等についての説明会を実施します。出席は必須ではありませんが、応募を予定している場合は出来る限り出席してください。

(1) 日時

令和6年5月20日（月）午後1時から2時間程度

(2) 会場

春日市総合スポーツセンター1階 会議室1（春日市大谷6丁目28番地）

※ 施設休館日となりますので、車でお越しの場合は第5駐車場又は温水プール地下駐車場に駐車してください。

(3) 内容

指定管理者募集に関する説明及び施設見学

(4) 申込方法

令和6年5月15日（水）までに別紙5「指定スポーツセンター指定管理者公募に係る説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、春日市協働推進部文化スポーツ課スポーツ担当へ電子メール（sports@city.kasuga.fukuoka.jp）で提出してください。

9 募集要項等についての質疑

(1) 質問方法

別紙6「指定スポーツセンター指定管理者公募に係る質問書」により春日市協働推進部文化スポーツ課スポーツ担当へ電子メール（sports@city.kasuga.fukuoka.jp）で提出してください。

※ 口頭、電話その他の方法による質問は受け付けません。

(2) 受付期間

【第1回】令和6年4月22日（月）から令和6年5月7日（火）まで

【第2回】令和6年5月21日（火）から令和6年5月27日（月）まで

※ 締切後は質疑を受け付けません。

(3) 回答方法

受け付けた全ての質問について、下記の期日までに、春日市ホームページに質問・回答内容を掲載します。なお、質問者名については、公表することはありません。

【第1回】令和6年5月14日（火）まで

【第2回】令和6年5月31日（金）まで

10 応募書類及び提出先等

(1) 応募書類

別紙2「指定スポーツセンター指定管理者応募書類」を参照してください。

(2) 提出締切日

令和6年6月21日（金）から令和6年6月28日（金）まで

(3) 提出先

春日市協働推進部文化スポーツ課スポーツ担当（春日市大谷6丁目28番地）

※ 窓口に持参してください。

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

(5) 提出部数

原本1部・副本3部・電子データ（データを格納したCD-ROM等を提出）

(6) 提出形式

各書類にページ番号を付し、表紙、目次等を付けてください。

書類は左綴じとし、インデックスを添付する等して書類名（略称可）が分かるようにし、A4版のファイルに綴じてください。書類の順番は、別紙2「指定スポーツセンター指定管理者応募書類」に掲げた順番としてください。

11 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者は、当該応募ができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
- ② 春日市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始しているもの
- ④ 春日市、他の自治体を問わず、自らの責に帰すべき事由により指定管理者の指定を途中で取り消されたもの又は管理の業務の停止を命ぜられその停止期間が経過していないもの
- ⑤ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等納入すべき税金を滞納しているもの
- ⑥ 春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- ⑦ 春日市公の施設指定管理者選考等委員会委員及び公募事務に関与したものと及びこれらのものとの関わりのあるもの
- ⑧ 春日市職員や春日市市議会議員が役員及び構成員となっているもの

12 指定管理者候補者の選考

(1) 指定管理候補者の選定方式

指定管理候補者の選定方式は、応募団体からの提案による企画競争方式とし、市に設置する春日市公の施設指定管理者選考等委員会が指定管理者の候補者を選定します。なお、同委

員会の会議は非公開とします。

(2) 審査基準

提出された書類及び面接の内容から、(5)選考基準に記載する基準に基づき審査します。提出される書類及び面接におけるプレゼンテーションは、それらの審査基準を踏まえたものとしてください。

(3) 書類審査（第1次選考）

提出された書類等について書類審査を実施します。応募者数が多い場合、書類審査により面接審査を行う対象者を絞り込むことがあります。なお、応募者の出席は必要ありません。

(4) 面接審査（第2次選考）

プレゼンテーション及びヒアリングにより、面接審査を実施します。面接審査は提出された応募書類をもとに行います。

なお、面接審査の際に使用する資料を別途作成する必要はありませんが、応募書類とは別に面接審査用資料を提出する場合は、提出済の応募書類に記載されていない内容を追加することはできません。

また、面接審査の詳細（対象団体の絞り込みが行われた場合は、その結果）については、全応募団体に対して、後日書面で通知します。

① 日時 令和6年7月25日（木）、26日（金）（予定）

② 会場 春日市役所（春日市原町3丁目1番地5）

(5) 選考基準

提出された書類及び面接の内容から、別紙3「指定スポーツセンター指定管理者公募 審査基準及び提案項目」に記載する基準に基づき審査します。

(6) 選考結果の通知

面接審査終了後、可否を決定し次第速やかに面接を受けた全団体へ郵送にて通知します（令和6年8月中旬頃）。また、指定管理者の候補者については、春日市役所前掲示場で告示するとともに、市のホームページで公表します。

13 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和6年9月に開催される春日市議会定例会での議決を受けて、指定管理者として指定される予定です。

なお、春日市議会の議決が得られなかった場合においても、応募に係る書類の作成や手続きに支出した費用についての補償は行いません。

14 協定の締結

指定管理者の候補者の決定後、市と指定管理者の候補者は、応募書類として提出された事業計画書等の内容を基本として細目を協議します。

指定管理者の指定の後、指定管理者と市は、この協議を基に、管理業務の細目等を定めた

協定を締結します。

15 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、市は指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 募集要項に定める要件を欠いたとき。
- (2) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (3) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等、事業の履行が確実にないと認められる事象を確認したとき。
- (4) 著しく社会的な信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められる事象を確認したとき。

16 指定の取消し等

指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 10 項による市長等の指示（管理業務又は経理に関する報告、実地調査、その他必要な指示）に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）。

- (1) 指定の取消し、管理業務の停止事由
 - ① 市長等の指示（管理業務又は経理に関する報告、実地調査、その他必要な指示）に従わないとき。
 - ② 条例又は協定の規定に違反したとき。
 - ③ 当該施設の指定管理者応募要項に定めた資格要件を失ったとき。
 - ④ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - ⑤ 指定管理者の業務の実施の際に、不正行為があったとき。
 - ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと市が判断したとき。
 - ⑦ 指定管理者から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める申出があったとき。
 - ⑧ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - ⑨ 指定管理者が暴力団等に該当することが判明したとき。
 - ⑩ その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと判断したとき。

(2) 指定が取り消された場合の賠償等

上記(1)のうち、指定管理者の責に帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者が交代となる場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

17 注意事項

- (1) 応募書類の提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (2) 提出後の応募書類の内容は、変更することはできません。なお、市が必要と認める場合は、追加書類の提出又は内容の修正を求めることがあります。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格として取り扱う場合があります。
- (4) 提出された応募書類は、春日市情報公開条例（平成12年条例第40号）第2条第2項に定める行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求の対象となります。そのため、同条例第4条第1項各号に定める個人情報や業務ノウハウに該当する情報等を除き、応募書類の内容は公開される場合があります。
- (5) 選考結果の公表をする場合、市長が必要と認めるときは、応募書類等の内容を使用できるものとします。また、指定管理者の選考経過の公表等が必要な場合には、応募書類のうち必要な内容を公表する場合があります。
- (6) 提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- (7) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (8) 市は指定管理者が応募時に提案した内容を最大限尊重しますが、事前の協議の中で、提案内容の変更や提案事業の中止等を指示する場合があります。このことは、指定期間中であっても同様です。

提案内容の変更や提案事業の中止等の影響が指定管理料に及ぶ場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を変更することがあります。